がけ地近接等危険住宅移転事業のご案内

がけ崩れ、土石流、地すべりなどの危険から生命の安全を確保するため、災害危険区域などの区域内 にある既存不適格住宅などからの移転を行う方に町と県で補助金を交付します。

事業対象住宅(危険住宅)

次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅※

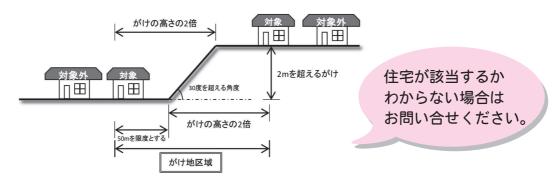
- ※「既存不適格住宅」とは、区域が指定された際に、その区域に存する住宅、または建築工事 中であった住宅をいいます。
- ※次のような場合は原則として対象としません。
 - ①住宅部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの
 - ②企業などが所有している社宅、寮など

(1) 災害危険区域

(急傾斜地崩壊危険区域および個別指定区域(地すべり、山崩れ、がけ崩れ))

(2) がけ地区域

(以下の区域内の危険住宅で昭和47年12月以前に建築されたもの)



(3) 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

	補助対象事業の内容	補助対象限度額 (令和4年度の場合)
除却等費	危険住宅の除却などに要する経費を交付する。	1戸あたり 97万5千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入(これに必要な土地の取得を含む。)に要する資金を金融機関などから借入れた場合において、当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の費用を交付する。	1 戸あたり 421 万円 【建物 325 万円 土地 96 万円 ※町内移転の場合

- ※移転を行う前年度に事前協議を行う必要があります。
- ※令和5年度に移転を行いたい場合、令和4年8月15日までに白鷹町建設課にご連絡 をお願いします。
- ※補助対象住宅の除却などや移転先住宅の建設または購入については、事業年度内に完了 させる必要があります。
- ※建物助成費のみの補助はできません。

【問い合わせ】白鷹町建設課管理係 ☎85-6140 山形県県土整備部建築住宅課建築安全推進担当 ☎ 023-630-2640

新型コロナウイルス感染症対策

各支援事業・補助金のご案内 ※町の6月補正予算成立後、所要の 準備を経て事業を開始いたします。

令和4年度白鷹町飲食店等応援事業(町助成事業)について

町内飲食店等の店内飲食サービス、出前・持ち帰り(テイクアウト)を割引価格にて利用できます。

- ※作り置き販売の弁当・惣菜などの商品は対象外に なります。
- ※詳細は、7月1日の新聞折り込みチラシ、商工会ホームページをご覧ください。

■利用可能期間

令和4年7月1日(金)~令和4年8月21日(日) ※予算額に達した時点で、期間中でも店舗毎に終了

となります。実施状況は各店舗にご確認ください。

※期間中でも、新型コロナ感染者の発生状況等により事業を休止または中止することがあります。この場合、商工会及び町ホームページにてお知らせいたします。

■利用できる方(主な要件)

○白鷹町にお住まいの方

○白鷹町内の企業にお勤めの方

■割引利用方法

参加店で利用の際に、利用申請書を記入のうえ、 提出いただき、利用額から割り引きます。

■割引額

会計額(税込)700円以上1,000円未満 一律200円割引

1,000 円以上 3割引(100 円未満切捨て) (割引上限2万円まで)

【問い合わせ】

白鷹町商工会 25 85 - 0055

白鷹町地域応援券事業(第3弾)について

■使用期間

令和4年8月13日(土)~令和4年10月31日(月)※予定 地域にある事業所の応援や、コロナ禍や物価上昇 の影響を受けている町民の皆様の生活支援を目的と して、1人あたり5,000円分の地域応援券の配布 を行います。

配布時期などについては広報しらたか7月号にてお知らせします。

取扱事業所を募集します!

■対象: 町内事業所(業種不問)

■申込方法:申請書に必要事項を記入のうえ、白鷹

町商工観光課に持参

■応援券を使用できる商品等:事業所が取り扱う商

品購入やサービス提供など

■募集期間: 令和4年6月30日(木)まで 【問い合わせ】白鷹町商工観光課 ☎87-0696

白鷹町事業継続雇用維持給付金、白鷹町雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金について

対象となる休業を令和3年12月までとしておりましたが、令和4年1月~6月の休業についても対象とすることとしました。詳細については、町ホームページも合わせてご確認ください。

(1) 白鷹町事業継続雇用維持給付金

■支援内容の概要

雇用調整(休業)を実施し、従業員に対して法定 の休業手当を支払った事業者を対象とした給付金。

■主な対象要件

- ○今後も事業を継続する意思があること。
- ○本町に主たる事務所又は支店を有し、1年を通して事業を行っていること。
- ○解雇などを行わず、雇用の維持がされていること (満たさない場合は、下記の日額単価が 2,000 円ではなく、1,600 円となります)。
- ○法定の休業手当(平均賃金の 60%以上)を支払っていること。

■給付金額

令和4年1月から6月の休業のベ日数×2,000円(または1,600円)/人・日(上限200万円) ※令和3年度に令和3年1月から12月の休業に係る分について上限額の給付を受けた事業者も申請することができます。

(2) 白鷹町雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金

■支援内容の概要

国雇用調整助成金などに係る申請代行手数料を社会保険労務士などへ支払った事業者を対象とした補助金。

■補助率および補助金額

10/10、上限 40 万円

※令和3年度に令和3年1月から12月の休業に係る分について上限額の補助を受けた事業者も申請することができます。

●白鷹町事業継続雇用維持給付金

- ●白鷹町雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金
- ■申請方法(共通)

申請書などを商工観光課商工振興係へ郵送またはご持参ください。

■申請期間(共通)令和4年10月31日(月)まで(必着) 【問い合わせ】白鷹町商工観光課 ☎87-0696

> 各種支援の詳細はコチラから ご確認ください▶ (町ホームページQRコード)

